

日本大学校友会改革会議（第1次答申案）

令和4年7月8日に開催された令和4年度校友会役員総会において、小幡校友会会長代行から、日本大学校友会としても、一連の不祥事を生じさせた原因について検証し、今後、特定の者の専横を許すことのないよう役員選出方法等を見直し、会則を改正するとともに、会費制度についても検証・見直しを行うために改革会議を立ち上げる旨の発言を受けて、日本大学校友会改革会議が設置され、各種検討を行っている。

今後の校友会のあり方について、様々な意見があり、それらを改革会議の答申として取り纏めるまでに相当の時間を要することから、まずは、校友会において、特定の者の専横を許すことのない管理運営体制とすることが最優先であるとの意見で一致いたしました。

そこで、今回、第1次答申として、特定の者の専横を許すことのない管理運営体制とすべく会則を一部改正した上で、更なる改革を進めるべきとの結論に至りましたので、答申いたします。

第Ⅰ部 日本大学校友会改革会議について

第1 日本大学校友会改革会議設置の経緯

第2 当会議の検討事項

1 再生会議答申書に示された改善事項

第3 当会議の委員の構成

第4 当会議の開催状況及び検討手法

1 当会議の開催日程

2 当会議における検討手法

第Ⅱ部 当会議による検討の前提事実

第1 当校友会の現在のガバナンス体制

1 主な役員・役職

2 主な会議体

3 役員等の選出方法

4 その他当校友会と関係する団体等

第2 当校友会の財務上の問題点

1 会費制度

2 学部別部会還付金、都道府県支部補助費等

第Ⅲ部 提言

第1 当会議のまとめ

第2 特定の役員の専横を許さない健全な校友会管理運営体制の構築

1 はじめに

2 副会長以上の役員の辞任

3 役員選出をすみやかに実施する

4 元理事長体制において学校法人日本大学理事及び日本大学校友会常任会構成員の地位にあった役員の排除

第3 各種会議体の在り方・選出方法について

第4 会長及び監事の在り方・選出方法について

第5 その他健全な校友会管理運営体制の構築のための取組み

第6 効率的・効果的な運営

第I部 日本大学校友会改革会議について

第1 日本大学校友会改革会議設置の経緯

所得税法違反の疑いで東京地方検察庁特捜部に逮捕・起訴され、懲役1年（執行猶予3年）と罰金1300万円（求刑懲役1年、罰金1600万円）の有罪判決が下った元理事長及び医学部付属板橋病院の建て替え工事を巡り、背任容疑で逮捕・起訴された元理事がいずれも校友会選出による理事であった。そこで、日本大学校友会としても、一連の不祥事を生じさせた原因について検証し、今後、特定の者の専横を許すことのないよう役員選出方法等を見直し、会則を改正するとともに、会費制度についても検証し、見直しを行うために改革会議を立ち上げることを令和4年度校友会役員総会において決定した。

第2 当会議の検討事項

1 再生会議答申書に示された改善事項

理事会において、校友会と協議する場を設けて、今後、校友会においても、早期に、特定の者の専横を許さない健全な管理運営体制が整備され、また、ジェンダーバランスの実現等により多様な意見が反映されるように、理事会として働きかけ、連携して取り組んでいくことを求める。

校友会は、日本大学の内部の機関ではなく、独立の団体であるから、当会議が校友会に対して直接何らかの提言を行うことは差し控える。ただし、当会議の議論の中で、在学生を準校友として、校友会が準校友会費（年会費）を徴収する現行制度については、卒業生団体の大学・在学生との関係性として疑問があるとの意見が複数の委員から述べられたことを付言する。

第3 当会議の委員の構成

当会議の委員の構成は、以下のとおりである。

委員（座長）	門倉 正憲	都道府県支部（神奈川県支部）	令和4年10月5日付委員（座長）辞任
委員（座長）	平岩 幸男	都道府県支部（東京都第六支部）	副座長（令和4年10月5日迄）
委員（副座長）	外山 勉	学部別部会（理工学部校友会）	
委員	桑折 洋一	都道府県支部（宮城県支部）	
委員	進藤 博司	都道府県支部（埼玉県支部）	
委員	老月 勝弘	都道府県支部（東京都第五支部）	
委員	田中 雄二	都道府県支部（岐阜県支部）	
委員	伊藤 寿英	都道府県支部（静岡県支部）	
委員	中谷 昌弘	都道府県支部（兵庫県支部）	
委員	丸茂 裕樹	都道府県支部（広島県支部）	
委員	鬼塚 春光	都道府県支部（福岡県支部）	
委員	上村 英生	学部別部会（法学部）	

委員	阿部 秀人	学部別部会（文理学部）
委員	武居 弘市	学部別部会（経済学部）
委員	山本 裕二	学部別部会（商学部）
委員	松島 哲也	学部別部会（芸術学部）
委員	田中 由雄	学部別部会（国際関係学部）
委員	遠山 信幸	学部別部会（危機管理学部）
委員	井上 由大	学部別部会（スポーツ科学部）
委員	上田 浩司	学部別部会（生産工学部）
委員	城座 隆夫	学部別部会（工学部）
委員	隈部 時雄	学部別部会（医学部）
委員	阿部 正也	学部別部会（松戸歯学部）
委員	阿部 和時	学部別部会（生物資源科学部）
委員	内倉 和雄	学部別部会（薬学部）
委員	北村 周之	学部別部会（通信教育部）
委員	深田 大介	職域別部会（全国桜師会）
委員	大内 倫彦	職域別部会（日本大学法曹会）
委員	田邊 大輔	職域別部会（全国桜門スポーツ部会）
委員	飯村 浩治	職域別部会（日本大学社長会）
委員	勝間 和代	理事長推薦
ワザバ-	小幡 純	校友会会長代行
ワザバ-	中川 圭造	校友会副会長（組織委員長）

第4 当会議の開催状況及び検討手法

1 当会議の開催日程

当会議は、以下の日程で開催された。

第1回 令和4年 7月21日

第2回 令和4年 9月27日

第3回 令和4年10月18日

第4回 令和4年11月 1日

第5回 令和4年11月29日

2 当会議における検討手法

当会議の委員を選定する上で、事前に都道府県支部、学部別部会及び職域別部会から、委員候補者を推薦してもらい、常任会構成員を除いた委員を選定した。また、検討を進める上で、都道府県支部、学部別部会及び職域別部会に対しアンケート形式による意見書の提出を求めるとともに、ホームページにおいて、一般校友等からも意見を求め、それらの内容を基に改革案を作成し、検討を行った。

第Ⅱ部 当会議による検討の前提事実

第1 当校友会の現在のガバナンス体制

1 主な役員・役職

(1) 会長

会長は、校友会を代表し、会務を総理する。会長は、校友会の目的を遂行するために副会長に総務・財務・企画・広報・組織・スポーツ振興等の事項を分掌させることができる。会長は、役員総会、常任委員会、会長・副会長会、常任会を招集して議長となる。会長は、委員の選出に当たって40名以内を指名できる。会長は、常任委員の選出に当たって20名以内を指名できる。会長は、副会長の選出に当たって8名以内を指名できる。会長は、会長・監事選考委員会の15名の委員選出に当たって2名を指名できる。会長は、必要であると認めたとときに、本部長を任命することができる。会長は、校友会通常業務の範囲に限り、これを決定し執行することができる常任会について、その構成員（会長及び副会長若干名）である副会長を指名することができる。校友会の資産は、会長が管理する。

(2) 副会長

副会長は、会長を補佐し、会長の命を受け、所管の業務を遂行する。

(3) 常任委員

常任委員は、会務の運営に必要な事項を審議する。

(4) 委員

委員は、役員総会に出席し、会務に必要な事項について審議する。

(5) 監事

監事は、会計及び財務並びに会務について監査し、その結果を役員総会に報告する。また、監事は、常任委員会、会長・副会長会及び常任会に出席し、意見を述べることができる。

2 主な会議体

(1) 役員総会（年1回開催）

役員総会は、会長、副会長、常任委員及び委員をもって構成し、事業計画案、収支決算及び収支予算案等の承認並びに会則及び規程等の制定・改廃その他必要な事項について審議決定する。

(2) 常任委員会（年2回開催）

常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、役員総会の準備その他校友会の会務の運営に必要な事項を審議する。

(3) 会長・副会長会（年3回開催）

会長・副会長会は、会長及び副会長で構成し、会務の円滑な運営に必要な事項を審議する。

(4) 常任会（毎月1回開催）

常任会は、会長及び会長が指名した副会長若干名で構成し、校友会通常業務の範囲に限り、これを決定し執行することができる。

3 役員等の選出方法

(1) 会長

会長は、会長・監事選考委員会の議を経て役員総会で選任する。

(2) 副会長

副会長は、副会長選出規程により、合計43名以内が選出され、その内訳は、①ブロックから推薦された支部長12名、②学部別部会会長18名、③職域別部会会長5名、④会長が指名した者8名以内である。

(3) 常任委員

常任委員は、常任委員・委員選出規程により、合計80名以上150名以内が選出され、その内訳は、①各都道府県支部長または支部から推薦された者1名、②各学部別部会から推薦された者2名、③各職域別部会から推薦された者1名、④会長指名による者20名以内である。

(4) 委員

委員は、常任委員・委員選出規程により、合計150名以上300名以内が選出され、その内訳は、①各都道府県支部から推薦された者2名、②各学部別部会から推薦された者3名、③各職域別部会から推薦された者2名、④会長指名による者40名以内、⑤各桜門会から推薦された者1名である。

(5) 監事

監事は、校友会役員の中から選出された会長・監事選考委員会の議を経た上で、役員総会において正会員のうちから若干名を選出する。

4 その他当校友会と関係する団体等

(1) 支部

支部規程に基づき、都道府県支部65支部、学部別部会18部会、職域別部会5部会及び海外特別支部6支部を設けている。

(2) 桜門会

桜門会は、日本大学校友会正会員により組織され、日本大学校友会に公認された団体であり、74団体が公認されている。

第2 当校友会の財務上の問題点

1 会費制度

当校友会の収入のほとんどは、会費収入であり、令和3年度決算額における会費収入の内訳は以下のとおりである。

会費区分	令和3年度会費収入	会費収入全体に占める割合	備考
役員	11,610,000円	1.18%	
正会員（個人）	既卒 88,440,000円	8.98%	8844人
	新卒 153,990,000円	15.6%	15399人
正会員（団体）	10,530,000円	1.07%	

準会員	711,424,500 円	72.2%	
特別会員	8,540,000 円	0.87%	854 人
推薦会員	560,000 円	0.06%	56 人
賛助会員（個人）	120,000 円	0.01%	12 人
賛助会員（団体）	0 円		
合計	985,214,500 円		

この資料からも分かる通り、当校友会の会費収入の大部分が、在学生から徴収した準会員費及び新卒正会員費となっており、役員費及び既卒正会員費だけでは、校友会活動を行うための収入を確保することができない。

なお、年会費の額は以下のとおりである。

区 分	年会費額	備 考
役 員	会 長	100,000 円
	本部長	50,000 円
	副会長	50,000 円
	監事	50,000 円
	常任委員	30,000 円
	委員	20,000 円
正会員（個人）	10,000 円	
正会員（団体）	都道府県支部	50,000 円
	学部別部会	300,000 円
	職域別部会	100,000 円
	桜門会	20,000 円
準会員	10,000 円	通信教育部については 3,500 円
特別会員	10,000 円	
推薦会員	10,000 円	
賛助会員（個人）	10,000 円	
賛助会員（団体）	1 口	50,000 円

2 学部別部会還付金、都道府県支部補助費等

令和3年度校友会収支決算において、学部別部会への還付金支出が 343,239,000 円、学部への寄付金支出が 146,617,000 円、支部等に対する補助費支出が 30,488,000 円、事業費支出が 79,614,215 円となっている。

学部別部会への還付金については、学部別準会員費収入の4割から6割としており、準会員である学生に対し学部校友会として各種支援を行ってもらうための支出である。また、支部等に対する補助費支出としては、正会員1人当たり3,000円の補助費支出が18,138,000円、都道府県支部及び部会等の健全な運営並びに正会員数の増強活動費の一部として150,000円を上限とする特別補助費支出が9,750,000円となっている。

この金額からも分かるように、学部別部会は、還付金収入で学生支援の費用だけでなく、

学部校友会運営費用も賄っているため、都道府県支部とでは、所属する正会員の費用負担が大きく異なる。学部別部会への還付金は、学生から徴収した準会員費であることから、還付金の使途について、何らかの基準を設けるとともに、学生への還元方法のあり方について、検討する必要がある。

第Ⅲ部 提言

第1 当会議のまとめ

今回、改革会議については、12月を目途に答申を行う予定であったが、役員の選出方法も含め、意見がまとまっていなかったため、最終答申を提出することが難しい。そこで、日本大学校友会の改革について、段階別に改革を進めることとし、まずは、校友会が直面している最優先事項である「特定の役員の専横を許さない健全な校友会管理運営体制の構築」を早急に実現すべきとの結論に至った。

そこで、今回の答申では、会則の一部を変更し、「常任会」及び「会長指名制度」を廃止するとともに、副会長以上の役員から辞任届を提出してもらうことで、新たに会長及び副会長を選出し、「特定の役員の専横を許さない健全な校友会管理運営体制の構築」を実現してもらうことを提言する。なお、引き続き、改革会議を継続し、役員任期満了となる令和5年7月までに、提言項目として示した「第5 その他健全な校友会管理運営体制の構築のための取組み」及び「第6 効率的・効果的な運営」についての提言の取り纏めを行う。

第2 特定の役員の専横を許さない健全な校友会管理運営体制の構築

1 はじめに

今回の一連の不祥事を生じさせた原因としては、①役員が長期間在任したことにより、一部の者（校友会会長等）による専横化が生じたこと。②校友会の実質的な決定機関である常任会の委員が校友会会長の指名により、選出される仕組みとなっていたこと。③校友評議員及び校友理事の選出に校友会会長の意向が大きく反映できる仕組みであったことが挙げられる。

具体的には、学校法人日本大学理事及び評議員の選出に当たり、校友評議員の選出については、校友評議員候補者推薦委員会規程により、校友会からの推薦名簿に基づき委員会内に選考委員会を設置し選出されることとなっているが、委員の構成が、理事長、学長、校友会会長、理事長指名委員2名、学長指名委員2名、校友会会長指名委員7名であったことから、実質的に校友会会長が校友評議員を選出できる仕組みとなっていたことによるものである。

また、学校法人日本大学役員規程が制定されるまでは、学校法人日本大学役員が、校友会会長を兼務することが可能となっており、校友会会長が、理事長となっていたことで、校友評議員及び校友理事の選出に当たって、意向が働き、特定の者が選出されたことに繋がったものと思われる。

これらの原因のうち③については、学校法人日本大学寄附行為の改正及び日本大学役員規程が制定されたため、改善されている。

そこで、本会議としては、①及び②を改善し、当校友会においても特定の役員の専横を許さない健全な管理運営体制を構築するための改善案を今回提言する。

2 副会長以上の役員の辞任

全役員を改めて選出するためには、委員以上の役員436名（令和4年10月31日現在）から辞任届を徴収し、新たな役員を選出してもらう必要があるが、現在の役員の3年の任期満了が、次回定期総会の開催時期である令和5年7月であることから、今回、役員の選出方法の見直しについては、会長及び副会長のみとすることで、辞任届を徴収する対象者は37名（令和4年10月31日現在）となる。

3 役員選出をすみやかに実施する

今回の第1次答申では、会則及び関連規定の具体的な改正案も示しているため、早急に臨時総会を開催し、会則の一部改正を行うべきである。会則改正後、副会長以上の役員から辞任届を提出してもらった上で、新会則に基づき、新副会長を選出し、さらに、新副会長の互選にて会長候補者を選出し、臨時役員総会にて新たな会長を選出し、新体制において校友会改革を進めるべきである。

4 元理事長体制において学校法人日本大学理事及び日本大学校友会常任会構成員の地位にあった役員の排除

学校法人日本大学役員規程では、令和3年に発生した元理事長及び元理事に係る一連の事案において、その責任が認められた者については、役員になることができない旨規定しており、事件当時に日本大学理事であった者については、日本大学役員になることができない旨明記されている。大学との共生組織体である日本大学校友会においても、事件当時に日本大学理事であった者については、役員とするべきでないことから、会則の附則に「令和3年9月8日から同年末までの期間に日本大学理事又は日本大学監事の地位にあったことがある者及び令和2年1月の以降に日本大学常務理事の地位にあった者は、将来にわたって、会長、副会長及び監事に就任することができない。」との文言を記載すべきである。また、事件当時、会長指名による常任会構成員であった者についても、役員とするべきではないことから、会則の附則に「令和3年9月8日から同年末までの期間に会長指名による常任会構成員であった者は、将来にわたって、会長、副会長及び監事に就任することができない。」との文言を記載すべきである。

第3 各種会議体の在り方・選出方法について

今回の第1次答申は、「特定の役員の専横を許さない健全な校友会管理運営体制の構築」の早期実現に向けた提言となっており、校友会としてあるべき管理運営体制についての提言となっていない。校友会における執行部に当たる会議である常任会を廃止し、これに代わる会議を、会長・副会長会とすることを提言したが、会長・副会長会の人数が35名と多すぎるため、引き続き、改革会議において、各種会議体の在り方及び役員の選出方法について検討することが必要である。また、校友会の現在の会則に基づく役員数（監事を除く）については、最大494名と多すぎるため、第1次答申における提案では、会長指名者を除くことで、最大391名としているが、さらに役員数を削減する必要がある。

第4 会長及び監事の在り方・選出方法について

会長及び監事の選出については、会長・監事選考委員会の議を経て役員総会で選任することとなっているが、今回の提言では、会長・監事選考委員会を廃止し、会長については、副会長の互選にて選出する旨の改正案とした。改革会議においては、会長選出方法について、校友会員による直接選挙も含め、様々な意見が出されており、引き続き、十分に検討をする必要がある。今回の改正案は、あくまでも「特定の役員の専横を許さない健全な校友会管理運営体制の構築」の早期実現に向けた暫定的な改正案であることを付言する。

第5 その他健全な校友会管理運営体制の構築のための取組み

会議体及び役員選出方法以外にも、健全な校友会管理運営体制の構築のための取組みとしては、「校友の尊重及び校友会運営の透明化」や「多様な意見を反映させる取組み」を行う必要がある。

第6 効率的・効果的な運営

校友会組織を効率的・効果的に運営する上で、安定した財源の確保が必要であるが、現在の準会員制度に依存するのではなく、正会員数を増やすことで安定した財源を確保すべきであり、会費制度の見直しを行うとともに正会員となることに魅力のある校友会組織へと変えていく必要がある。そのために、「大学及び他の卒業生から様々な情報が入手できる仕組み」、「教育・学修の機会の提供」及び「人脈づくりやネットワークづくりができる情報交換や専門家との交流の場の提供」をする必要がある。また、学部別部会及び都道府県支部への適正な補助を行うことで、効果的な運営を行う必要がある。

以 上